

様式第2号（第5条関係）

平成27年 / 月 28 日

出張報告書

栗山町議会議長 鵜川和彦 様

栗山町議会議員

友成克司



このたび、下記のとおり出張いたしましたので報告します。

記

- 1 期 日 平成26年 / 1月 20 日 ~ 平成26年 / 1月 21 日まで
- 2 旅 行 先 夕張市、富良野市、東川町、下川町
- 3 目 的
- 4 関 係 書 類 別紙のとおり

日 時	平成 26 年 11 月 20 日 11:00 ~ 12:00
視 察 先	夕張市
調査事項	廃校跡地活用
対 応 者	夕張市産業課主幹 坂 靖樹、らぶらす代表理事 安斎尚明 (株)ヨコワ設備 相模 横田 常男
1. 視察目的 2. 視察内容 ①背景 ②特徴 3. 主な質疑 4. 考 察 (感想、政策提 言、課題など)	夕張市が財政破綻した2005年以降に閉校した小中学校9校の跡地活用についての扱いが分かった。(10月30日) 若菜中央小の跡地活用について市は10月30日、一般財団法人北海道・夕張倶楽部と建物・土地の無償貸与契約を結んだ。来年4月、スポーツ合宿などを受け入れる宿泊研修施設「交流の里きずな」としてオープンする。 今回は、2011年3月閉校した「夕張小」跡地でオープンしてゐる「らぶらす」が自然エネルギー利用の野菜栽培施設や地域カフェを運営の背景を視察した。 「一般社団法人・らぶらす・ゆうばり共生型ファーム」とは？ 一旧夕張小を拠点に、農業・食品加工・喫茶店経営を行い、障害手帳をお持ちの方や高齢の方など様々な人が訪れる場所として、また、喫茶店の交流スペースでは、子育て支援スペースもあり、地域の方が気軽に足を運べる場として、「特に来た。」「誰かと話したい。」「みんなの顔を見る。」「ちょっと集まり。」「と言うように地域交流の拠点として集まれる場所です。

<仕事の内容>

① 体育館でホワイトアスパラ・チコリ栽培

「伏せ込み栽培」という栽培方法で、作物を育てます。

② 野菜の加工場 (自然エネルギーを使う)

ホワイトアスパラのピクルスやチコリの根でコッセート作り、様々な食品加工の仕事を行います。

③ 喫茶店で調理・接客・掃除・洗い物

地域の方が気軽に集まれる交流スペースで喫茶店と営業。

④ 大田、ハウスで農作業

グラウンドで農作業を行う。「望みか菜園」。

<ファームカフェ「らぶらす」>

・ランチタイム ・デザートタイム ・お惣菜バイキング

<校舎内(多教室)>

・ギフツスペース ・みんなのとしゆんコーナー

・アーティストの作品展 ・企業事務所 etc.

※本町の継五中学校跡地活用についても、将来夢か広がり扱いと期待しているのだ。

日 時	平成 26 年 11 月 20 日 15:00 ~ 16:00
視 察 先	富良野市
調査事項	ワイン乾杯条例
対 応 者	保健福祉常任委員長 岡本 俊 議会事務局長 岩鼻 勉
1. 視察目的 2. 視察内容 ①背景 ②特徴 3. 主な質疑 4. 考 察 (感想、政策提 言、課題など)	平成25年1月に京都市で地元産日本酒での乾杯を促めようと「日本酒乾杯条例」が初めて施行され、道内でもワインの富良野市や地ビールなど日本酒以外も対象とした旭川市、焼酎での清里町を含め全国の自治体で「乾杯条例」制定が続いている。対象はアルコール類にとどまらず、特産の焼酎物の杯や民謡盛り込められ広がりを見ている。現在、全国で90以上の自治体で制定が続いている。 ＜富良野市まずはふらのワイン乾杯について＞ 平成25年7月、第8回全国市議会議長会研究フォーラムin旭川で開催され、その中の「住民自治の実現と地方議会への期待」をテーマとしたパネルディスカッションにおいて、おとめの中の大いパネリストから事例として発言があった「日本酒で乾杯条例」の話が議員間で取り上げられ意見交換の場で議論が活発化したことを契機に、本条例の制定議論の発展し提案に結び付いた旨の経過となっている。 条例制定までの過程・条例等を添付した。 尚、まずはふらのワインの発想は、住民に親しむべくして「まずは」を入れた。

※本町にも、小林酒造株式会社・北の錦の特産物があり、その消費量が右肩下がりになっている現状であれば、乾杯栗例も盛り上げりを考慮し、肝要かと思われる。

「北の錦」事業についての調査を常任委員会が行うこともあり得る。

乾杯栗例が、続々誕生し、現状、一度は検討して見る価値はある。

日 時	平成 26 年 11 月 21 日 10:30 ~ 12:00
視 察 先	東川町
調査事項	空き家対策・定住移住促進政策
対 応 者	東川町長 松岡市郎、議会議長 沢田 啓 定住促進課課長 平田 章洋、議会事務局長 市川直樹
1. 視察目的 2. 視察内容 ①背景 ②特徴 3. 主な質疑 4. 考 察 (感想、政策提 言、課題など)	町長・議長とも最後まで視察に対応戴、ホ ンと敬意と感謝を申し上げたい。 <空き家対策について> 30ヶ所程、実在しているが 物件的に出てこないので現状である。 内、6件を売却済み。新たな開店を見ている。 2ヶ所対策については、流動化していくかと思う。 <定住移住促進政策> 東川町の人口推移は、昭和25年の人口10,754人 をピークにその後減少傾向が続き、平成5年には 7,000人を切り下したが、平成6年以降、写真の町 事業及び各関連施策の実施により、ついに平成 26年11月4日に目標人口の8,000人を突破した。 移住者も、美しい景観と住みやすい環境と並から クラフトや家具、写真などの文化的な仕事と並から 生活されている方、これら、5年ほど上記したものの 飲食店、パン屋、雑貨店等を開店するケースが増 えている。 ○分譲地情報 平成16年度…403区、18年度…303区、20年 度193区(全完売)、20年253区(残103区)

平成23年度...18戸(残3戸)、平成24年度...
16戸(残8戸)、35戸(残10戸)

(長期滞在型宿泊施設) 大曾遊水ハウス

1泊~23泊から1ヶ月おの12宿泊数とし、当然
1泊、冬々宿泊料金が減っていく。

<景観住宅建築支援事業(H18~)>

東川風住宅設計指針の基準を満たす住宅を新
築する場合。

・内容...カーポート及び物置棟の付属建築物建設
費に対して補助。

・概要...①町内業者施工②事業費の1/2以内
③上限50万円の補助(二世帯住宅は上限100万円)

・実績...H18~H25まで、合計79棟に対し
補助金合計3,421万円。(H26年3月現在)

<新規起業への支援事業(H15~)>

企業等が新たに投資し、町内に指定事業場に掲
げる業を開始する場合。

口土地、家屋、設備等の固定資産の取得及び改修等
に必要な費用の1/3以内の補助。

・実績...H15~H25、合計56件、総額500万24円

<民間賃貸住宅建築支援事業>

平成25年度より新たな住宅行政を進めている。平成
25年5月末現在で民間賃貸住宅は47棟247戸あり、
入居率は10月末現在98.4%。公的賃貸住宅に於
ては、公営住宅301戸、特定公共賃貸住宅28戸、地域
優良賃貸住宅5戸、入居率は100%となっている。この
ことから、優れた企業力、技術力等の総合力を備えた民間
企業の創意工夫により、優れた民間賃貸住宅の供給

と図ることを目的とする。

(平成25年度補助対象物件)は、2LDK×5、2.3LDK×6、1DK×26、戸数41件で、補助額は1800万円程度となっている。

<平成26年限り…①東川町北房型住宅建設推進事業補助金 ②二世帯居住推進事業補助金 ③薪ストーブ等設置補助金がある。>

<平成25年度 移住・交流による地域文化支援事業>
(事業受入実績)

○滋賀県立大学 印南ゼミ合宿 8名 7月29～8月20

○日本大学芸術学部 3名 8月1日～8月13日

○江戸川大学 鈴木ゼミ合宿 9名 9月9日～9月12日

○青二学院大学 新美ゼミ合宿 10名 9月13日～9月19日

○千葉大学大学院 17名 9月22日～9月26日

※「ひかしかわ de 学ぶ・働く」

<「写真の町」ひかしかわ株主制度>

「写真の町」ひかしかわ株主制度とは、東川町を応援しようとする方が東川町へ投資(寄与)によって株主となり、まちづくりに参加し応援するサポーター制度です。

[株主になるには] 対象になるプロジェクトの中からあなたが投資したい事業を選び、一口1,000円以上の投資をしていただければ、東川町の株主になれる。

[対象となる事業]。写真の町プロジェクト。こどもプロジェクト。ECOプロジェクト。イイトプロジェクト

[優待] 株主になると、東川町の様々な優待利用、投資した株数に応じて株主優待を受けられる。

[特別町民] 町外にお住まいの方で、株主になられた方は町外在住の東川町民として「東川町特別町民」に認定される。

〔現在の投資状況〕 2014.10.13現在

・株主総数 3,111人

・投資額 95,644,000円 (95,644株)

※公共施設 年間6泊無料

※交通費 サービス

〈婚姻届・出生届〉

2005年10月3日から、新しい婚姻届のスタイルとして
2人の大切な瞬間の、思いが形に残る「新・婚姻届」
を提案している。

〈君の椅子〉

2006年にスタートした「君の椅子」は、東川町で生まれて
くる子ども達に手作りの椅子を贈るものである。

君の椅子は、東川の手作りの椅子を通じて子どもの成
長を温かく見守りたい。そんな願いが込められている。

※多岐にわたる細事に優れた企業力、技術力等の総
合力を備えた民間企業の創意工夫により、優れた
供給を図ることを目的として、成果が出ている。

本町も学ぶところである。

○富良野市まずはふらのワインで乾杯条例について

<条例の最終案> 別 紙

<条例制定までの過程>

- ・従前の議会内部での動きとしては、平成 23 年第 4 回定例会において、経済建設委員会が事務調査において「ワイン事業について」を調査報告していた。

[平成 25 年]

- 7 月 10 日 第 8 回全国市議会議長会研究フォーラム in 旭川が開催され、
 ～11 日 その中の「住民自治の実現と地方議会への期待」をテーマにした、
 パネルディスカッションにおいて、まとめの中の大山パネリスト
 から事例として発言があった、「日本酒で乾杯条例」の話が議員間
 （特に旧経済建設委員）で取り上げられ、意見交換の場で議論が
 活発化したことを契機に、本条例の制定議論に発展し提案に結び
 付いた旨の経過を聞いている。
 （経過内容は、提案者からの聞き取りによる）
- 8 月 22 日 総務法制担当（係長不在により総務課長対応）に乾杯条例制定の
 趣旨を伝え、文言等も含め検討資料を依頼。
 同日、作成資料の提供を受ける。（事務局段階）
- 8 月 26 日 旧経済建設委員が、あらためて乾杯条例（案）趣旨説明を持参。
 議長、菊地議員、岡本議員、事務局との打合せを実施。
 （打合せ内容～局長が岡本議員から預かった「まずは富良野ワイン
 で乾杯条例」を総務課長に内容整理を依頼し、8/22 に報告された
 修正案、条例制定に向けての基本的課題について提示。内容につ
 いて、事務局よりわかる範囲で説明。特に条例提案の環境整備（市
 民、事業者の理解と機運）について説明。早急な提案ではなく、
 市民に対するパブリックコメント等の実施の必要性についても
 説明。）
 当初、9 月議会に議員提案したい意向を示していたが、このよう
 なことから 12 月議会以降に提出することで同意を得た。

議案第 20 号

富良野市まずはふらのワインで乾杯条例の制定について

富良野市まずはふらのワインで乾杯条例を次のように制定する。

平成 25 年 12 月 13 日提出

提出者	富良野市議会議員	岡 本 俊 ⑩
賛成者	同	日 里 雅 至 ⑩
	同	黒 岩 岳 雄 ⑩
	同	広 瀬 寛 人 ⑩
	同	関 野 常 勝 ⑩
	同	大 栗 民 江 ⑩

富良野市まずはふらのワインで乾杯条例

(目的)

第 1 条 この条例は、本市の特産品であるふらのワイン及びふらのぶどう果汁（以下「ワイン等」という。）による乾杯の習慣を広めることにより、ワイン等の普及の促進を図ることを目的とする。

(市の役割)

第 2 条 市は、ワイン等による乾杯とその普及の促進に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第 3 条 ワインの生産に関する事業を行う者は、ワイン等による乾杯とその普及を促進するために主体的に取り組むとともに、市及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第 4 条 市民は、市及び事業者が行うワイン等による乾杯とその普及の促進に関する取り組みに協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議員提案条例に係る市民参加手続きの工程（素案）

1. 関係者に対する主旨説明と合意形成（提出者及び賛成者が行う）

対象：原料用ぶどう栽培者及び組織、酒類販売関係団体、小売店、料飲店組合、旅館組合など

2. 条例案の議長提出（提出者及び賛成者が行う）9月20日頃

3. 代表者会議におけるパブリックコメントの実施可否の決定（議長が行う）9月24日頃

市民参加手続きの実施の可否及び実施方法について協議、協議決定後、必要に応じて市長部局へ協力の申し入れを行う

4. パブリックコメントの実施（議会事務局及び広聴広報係が行う）

10月1日実施の予告、10月15日から11月5日まで実施（条例・規則の制定改正）
実施の10日前に予告を公表する、実施期間は20日以上（ルール条例を準用）

5. パブリックコメントにおける意見公表

市民から提出された意見に対する検討、必要に応じて、原案の修正

6. 条例案の議会条例及び審査

富良野市まずはふらのワインで乾杯条例

条例制定の考え方

ふらのワインは、農業経営の安定及び生産性の低い石礫傾斜地の有効利用のため、富良野のオリジナルワインをめざし、ブドウの栽培からの研究スタートでありました。

昭和 47 年 4 月、富良野市ぶどう果樹研究所設置

昭和 51 年 10 月、果実酒期限付き製造免許許可、ワイン工場及び事務所竣工

昭和 53 年 1 月、ふらのワイン(赤・白)の販売開始

平成元年 9 月、ぶどう果汁工場竣工

現在、ワインの原料用ブドウは、栽培農家 27 戸、30 ヘクタール、ワイン工場直営 17 ヘクタールの圃場で栽培され、ワインは 17 種類、年間 30 万本、ぶどう果汁は 2 種類、年間 10 万本生産されております。

ワイン、ぶどう果汁の種類については、工場限定品やその年の状況により若干異なる。

平成 9 年の赤ワインブームには 64 万 7 千本の販売数量を記録する。

ふらのワインの味

- ・食事との調和を大切にするために、創業以来、辛口のワインづくりを基本としてきている。
- ・白は、フルーティ、赤は、しっかりコクのあるものが多い。

しかし近年、高齢化による栽培農家の減少、栽培面積の減少、老木による収量の減少など、今後のワイン生産や販売環境は厳しさを増すことが懸念される状況であります。

40 年の歴史を刻んだ「ヘソとスキーとワインのまち」を標榜する富良野市のワイン事業は、農産加工を通じ地域農業振興に大きく貢献し、そして「ふらのブランド」の先駆者として今日に至っており、また自治体ワインとして事業の持続的経営が必要であります。

このようなことから、富良野市民がワインに親しむ機会を増やし、もっと身近に、気軽にワインを味わい楽しむことにできるワイン文化の醸成をめざして、ふらのワイン、ふらのぶどう果汁による乾杯の習慣を広めることにより、ワイン等の普及の促進を図ることを目的とするものでありますが、併せてブドウをはじめとした米、麦等の農産物の生産による農業振興と富良野市に関わる特産品の生産及び消費拡大による地域の活性化にも期待し、条例名に「まずは」を加え、乾杯のあとは、それぞれの嗜好に合わせ酒、焼酎、ビール、ジュース等楽しんでいただきたいと思います。

富良野市まずはふらのワインで乾杯条例に関する Q&A

① 必ずワイン又はぶどう果汁で乾杯しなければならないのですか。

→ ワイン等の普及促進のために、その手段として乾杯の習慣を広めるものであり、必ずということではない。

また、条例名にも示すとおり「まずはワインで」乾杯のあとは、それぞれの嗜好に合わせ酒、焼酎、ビール、ジュース等楽しんでいただいてもかまわない。

② 市の具体的な役割はどのようなものですか。

→ 市主催の会合等において、ワイン等による乾杯とその普及に取り組むよう努めることとしている。

③ 事業者とはどういう方々ですか。

→ ワインの生産に関する事業を行う者としては、原料用ぶどう生産農家、運送業者、小売店等とし、他の事業者とはぶどう以外の農産物の生産者、運送業者等をいう。

④ 市民はどうすればよいのですか。

→ 市や事業者が主催する会合等で乾杯や普及促進の取り組みに協力するよう努めるとしている。

⑤ 罰則はあるのですか。

→ 取り組むよう努めるものとする、或いは取り組みに協力するよう努めると規定しており、罰則規定は設けていない。

⑥ 条例にある市及び市民の定義はどうなっておりますか。

→ 市の定義として、地方自治法第 138 条の 3、第 138 条の 4 及び富良野市情報公開条例第 2 条第 1 項第 2 号を参考として、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委審査委員会、議会をいう。

また、市民の定義として、富良野市情報共有と市民参加のルール条例と同様、市内に住んでいる人、働いている人、学んでいる人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。

日 時	平成 26 年 11 月 21 日 / 5:00 ~ 16:30
視 察 先	下川町
調査事項	森林活用(木質バイオマス)
対 応 者	一般財団法人 下川町ふるさと開発振興公社 クラスター推進部 次長 井上 嘉明
1. 視察目的 2. 視察内容 ①背景 ②特徴 3. 主な質疑 4. 考 察 (感想、政策提 言、課題など)	<北海道下川町のチャレンジ> 人口減少、地域産業の低迷、コミュニティの衰退 …集落課題を解決する地域モデルここに! 「森と人、暮らしが輝く町」 <一の橋バイオビレッジ、建物・地域熱供給システム> 一の橋地区全体の核(コア)としての機能と 一の橋バイオビレッジの構想は、この地区が抱える 課題: 超高齢化、人口減少、コミュニティの極端な 活力低下などを解決に導き、●地域資源である木質バ イオマスを中心とするエネルギーの自給をめざすこと●次世 代に向けた持続可能な集落をデザインすること●コレ クティブな集住化モデルを形成することなどを目的に進 められた。 これらをベースに、再生可能エネルギーや地域材の活 用とあわせて集落の再興、というべき、一の橋地区 の未来に向けて在るべきコミュニティの姿を具体化した プランである。 建設地の一角は、かつて集落の核(コア)となっていた 一の橋駅があった場所。一度は失ったコアを同じ場 所に、以前とは異なる形でどう創出するかが一つの焦点。

※コレクティブな集住化モデル

町が掲げるビジョン「森林未来都市」のモデルとして地域活性化に寄与し、一の橋地区の中心となって機能するバイオビレッジの重要な役割です。その位置づけのもと、約4893㎡の敷地内には26戸の住宅群のほか、警察官5名所と郵便局が入った「住民センター」、宿泊施設「定住化促進施設」、住戸群と近隣地域に熱源を送る「熱供給施設」、地域食堂を備える「交流プラザ」など、地域に開かれた施設・地域をつなかる施設を新設。人々が集う既存の「コミュニティセンター」を含め、それぞれが有機物につながるプランが、入念なケーススタディのもと考えらる。

○若い世代の定住化や雇用創出の展望も

たとえば住戸には、若者のライフスタイルに寄り添えるプランを取り入れる。雪深い冬でも行き来がしやすい住戸間を屋外化した共用廊下をつなげる。木質バイオマスによる熱エネルギーの活用をバイオビレッジ外にも展開できるように、熱供給システムを構築する。エネルギーを含めた地域資源を、ここから新しい産業と雇用の創出に発展させていく。すべては持続可能なコミュニティの再興に向けて発想されています。

○木質バイオマスを中心に、コレクティブなエネルギー利用

下川町では以前から、地域の森林資源である木質バイオマスを活用し熱供給に取り組んできた。一の橋バイオビレッジでももちろん、地域に熱を供給するための施設を建設するには当初からの大前提であり、設備設計においても入念なプランニングが行われてきた。

木質バイオマスから熱エネルギーを生み出すには、専用のボイラが必要である。(林地残材等を原料にした木くずも燃料となる。) このバイオビレッジの熱供給施設にはスイス

製の木質バイオマスボイラーを導入。生み出された熱エネルギーは、互いに連携するコレクティブな関係のもと、地下配管を通じて、ビレッジ内の住戸群はもちろん新旧すべての建物の暖房・給湯のほか、ビレッジ外では近接する町立障害者支援施設「ふびと学園」の暖房・給湯、そして新設した特用林産物栽培研究外一帯の暖房をまかなうよう計画している。

今後は、実際の運用を通してシステム全体のエネルギー利用の実態を調べ、バイオマスエネルギーを活用した地域熱供給を効率的に行うための検証を行っていく。

さらに、地域熱供給施設には太陽光パネルも設置している。つくられた電力は住戸や敷地内のEV車充電スタンドなどで活用。将来的には地域のエネルギー自立化を見据えて自然エネルギーによる、より広範な電力供給をめざしている考えがある。

○エネルギーと地域をつくり、新しい産業に循環させる
一の橋バイオビレッジでは、暮らしとエネルギー自給、そして地域雇用が結びつきながら進行している。

バイオビレッジの建設にあたっては、当然のことながら建物の断熱・気密の性能を整え、熱損失を少なくすることで無駄なエネルギー消費を抑えている。また、熱源の余力を特用林産物や薬用植物等の栽培ハウスにおいても冬場の暖房として有効活用できるようにし、新たな地域産業を育んでいる。エネルギーを自分たちで作っていくことによって生まれる地域雇用。その面でもバイオビレッジは、一の橋地区の中心を担っている。

○多世帯型のプランを採用

住戸群は複数棟からなり、全戸南向きで、それぞれがほぼ

5mの間隔、距離感で寄り添う配置です。住戸のタイプは1LDK~3LDKまであり、将来にわたってさまざまな世代が居住することを視野に入れ、あえて「高齢者住宅」という限定は設けないプランとしている。

断熱などの建築環境性能は、冬はマイナス30℃、夏は30℃を超える下川町の厳しい気候風土に対応した仕様です。特に以前の町営住宅から移り住んだ住民にとっては、建物の性能が格段に上がりました。窓面からの日射についても冬は取り入れ、一方で夏は遮りつくりの為、その分少ない暖房エネルギーで冬は暖かく、夏は涼しい室内環境となっている。

構造材はもとより、内外の仕上材も下川の地域材または産産材を極力使用（木材全体の約90%）。

○住棟間をつなぐ共用廊下の効用

プランニングの中でもより特徴的なのは、住棟間をつなぐ屋内化した共用の廊下（樫木空間）です。各住戸の玄関から直接外部通路に面するよりも、屋根・壁に囲われた廊下であることにより、雪深い冬でも住人たちの行動を身軽にし、小さな子どもたちの季節や天候を問わずに遊び場としても有効である。何よりも孤立感をなくし、住人同志のつながりも生み出します。共用廊下は住棟間だけでなく、住民センターなどの付帯施設にもつながっており、豪雪地帯でのコレクティブな集住の在り方を示す一つのカタチとなっている。

※ここでは集住化による地域産業の育成と結びついたエネルギー自立型の地域づくりが進んでいる。